

市役所からの お知らせ

各記事に対するお問い合わせはFAX、電子メールなどでも受け付けます。

☎ 23-3920



✉ kouhou@city.kanonji.lg.jp

お知らせ

公共下水道事業計画を変更します

観音寺市公共下水道事業計画の変更にあたり、変更案を縦覧します。意見を申し出る場合は、4月19日（火）までに意見書を提出してください。

時 4月5日（火）～19日（火）

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日を除く）

所 下水道浄化センター2階
問 下水道課工務係

☎ 25-6890

令和4年度

国民年金保険料額

保険料は毎年度改定され、本年度は昨年度より20円安く、月額1万6590円です。

保険料をまとめて前払いする前納を利用すると、保険料が安くなります。詳しくは問い合わせください。

問 日本年金機構善通寺年金事務所

☎ 0877-62-1662

市民課 ☎ 23-3924



国民年金保険料

学生納付特例制度

20歳以上の人は、国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が受けられます。

承認期間 4月～翌年3月
対 大学、専門学校、各種学校などに在学し、学生本人の前年所得が一定額以下の人

申 住民票がある市の国民年金窓口で、学生証、年金手帳などを持参し、手続きしてください。

※令和4年度も引き続き在学予定の人には、基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付します。前年度と変動がない場合、このはがきに必要事項を記入し、返送することで申請できます。

注 承認期間は、年金を受けるための受給資格期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金は、受給資格期間には算入されません。

コミュニティ入浴券を 交付します

入浴券利用可能施設

共楽湯、萩の湯、かんぱの宿観音寺

内 年間48枚（月4枚×月数）

※5月以降は月割枚数で交付

対 市内に住所があり、申請時に65歳以上の人

料 入浴券1枚につき100円を市が助成（差額は自己負担）

受 4月1日（金）から

※例年、4月上旬は窓口が大変混雑します。密を避けて来庁してください。

持 本人確認ができるもの（免許証、保険証など）

申 高齢介護課高齢者福祉係

大野原支所、豊浜支所

注 本人以外は使用不可

問 高齢介護課高齢者福祉係

☎ 23-3968

豊浜小学校旧校舎を 開放します

時 4月24日（日）

午前9時～正午

所 豊浜小学校旧校舎

● 不要になった備品をお譲りします

詳しくは、市ホームページでお知らせします。

時 4月17日（日）

午前9時～正午

注 事前予約不要

問 教育総務課

☎ 23-3937



後期高齢者医療 一定以上の所得がある 人の自己負担割合が 変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得がある被保険者は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

【対】前年中の所得をもとに、次の所得基準等を全て満たす人

- ・世帯内の後期高齢者医療被保険者のうち、住民税課税所得（※1）が28万円以上145万円未満の被保険者がいる
- ・世帯内の後期高齢者医療被保険者の「年金収入（※2）＋その他の合計所得金額（※3）」の合計が320万円以上（単身世帯の場合は200万円以上）

（※1）住民税納税通知書の課税標準額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除）を差し引いた後の金額）

（※2）年金収入には遺族年金や障害年金は含まれません。

（※3）事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

問 健康増進課国保医療係
☎23-3927

香川県後期高齢者医療広域連合事務局
☎087-811-1866

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	窓口負担割合	区分	窓口負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
		一定以上の所得がある人	2割
一般所得者など※	1割	一般所得者など※	1割

※住民税非課税世帯の人は、基本的に1割負担

令和4年度軽自動車税 （種別割）減免申請 （障がい者減免以外）

特殊構造車や公益法人被災者、生活扶助受給者なども減免の申請ができます。詳しくは問い合わせてください。

【受】4月1日（金）～5月24日（火）（土・日曜日、祝日を除く）

【注】申請期限を過ぎると減免を受けられません。生活扶助で減免される車は一人一台です。

問 税務課収入係
☎23-3922

特別障害者手当と障害児福祉手当の申請

●特別障害者手当

【対】精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人

【月額】2万7300円

●障害児福祉手当

【対】精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人

【月額】1万4850円

【注】月額は4月分以降の手当額

問 社会福祉課障がい者福祉係
☎23-3963

課税台帳を閲覧できます。縦覧期間中は課税台帳の写しを無料で交付します。

【所】税務課、各支所

【対】納税義務者（所有者、納税管理人、借地・借家人等）

【持】本人確認書類、賃貸借契約の写しなどの権利関係が確認できるもの（借地・借家人等）

【注】代理人が縦覧、閲覧する場合は、本人の委任状が必要で。

固定資産の縦覧・閲覧

●土地・家屋価格等の縦覧

自身の土地・家屋と、類似する市内の土地・家屋の評価額等を比較することができます。令和3年中に新築・増築した家屋も登録しています。

【時】4月1日（金）～5月2日（月）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

【所】税務課、各支所

※支所は支所管内のみ、市全域の縦覧や評価額等の説明は税務課で対応

【対】納税者（非課税や免税点未満の固定資産のみの所有者を除く）、納税管理人

【料】無料

【持】本人確認書類（納税通知書や運転免許証など）

●固定資産課税台帳の閲覧

4月1日（金）から、固定資産税の課税の基礎となる

令和3年度特例措置の対象となる土地に関する審査申し出

特例により令和3年度分の固定資産税額が据え置きになった土地の価格は、令和3年度の納税通知書の交付を受けた日から15月を経過するまでの間、審査を申し出ることができます。

【所】税務課、各支所

問 税務課資産税係
☎23-3922



ため池ハザードマップ

市内124カ所にある防災重点農業用ため池（決壊した際、下流に民家や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れがあるため池）の、浸水想定区域図を作成しました。中でも、地震で堤防が決壊した際、特に大きな影響を与える想定される39カ所のため池は、昨年度までにハザードマップを作成しています。

ハザードマップには、浸水範囲や浸水到達時間などの被害想定や、避難方向、避難時の基本行動などを掲載しています。自分が住んでいる地域のハザードマップを確認し、ため池が氾濫する危険性を日ごろから想定しておきましょう。

浸水想定区域図やハザードマップは、市ホームページで公開しています。チラシもありますので、必要人は問い合わせください。



【注】地震が発生した場合に、ハザードマップの想定通りの事象が必ず発生するとは限りません。氾濫水の影響が及ぶ範囲など、実際とは異なる可能性があります。

●ハザードマップを作成したため池に、注意看板を設置しました

近年、農業用ため池への転落などによる水難事故が発生しています。ため池の底は深く、すり鉢状になっており、一度転落してしまふと這い上がるのは非常に困難です。

水難事故の未然防止のため「立入禁止」「あぶない・きけん」などの注意看板やフェンスがあるところには、不用意に近づかないようにしましょう。



問 農林水産課

☎23-3932

監査結果の公表

令和4年1月20日から3月11日までの期間に実施した監査結果を公表しています。

監査委員 大西 保行
監査委員 篠原 和代

●定期監査

令和4年3月14日公表

【監査対象】

政策部、総務部、健康福祉部、経済部、建設部

●財政援助団体等監査

令和4年3月14日公表

【監査対象】

観音寺市交通対策協議会

●公の施設の指定管理者監査

令和4年3月14日公表

【監査対象】

株式会社パブリック（健康交流施設「おおのはら」（秋の湯））

●監査方法

財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、組織および運営の合理化に努めているかを調査し、関係職員に説明を求めました。

●監査結果

予算の執行ならびに事務



処理は、おおむね適正に行われているものと認められました。

問 監査委員事務局
☎23-3947

春の全国交通安全運動

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」

【時】4月6日（水）～15日（金）

・歩行者の安全を確保しましょう。

・飲酒運転などの危険運転はやめ、安全運転を徹底しましょう。

・自転車に乗る際は、交通ルールを遵守しましょう。

・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用に徹底しましょう。

問 地域支援課
☎23-3949

観音寺市民会館の ネーミングライツ

観音寺市民会館のネーミングライツ（愛称契約）を更新しました。

愛称 ハイスタッフホール（HIGH STAFF HALL）

【スポンサー企業】

株式会社ヤマダ工芸

【期間】令和4年4月1日～令和9年3月31日

問 文化振興課
☎23-3943

募集

文化ボランティア募集

【内】音楽会や展覧会、講演会等の会場受け付けなど

【活動期間】令和5年3月31日まで（1年間の登録制）

【数】15人程度（18歳以上）

【受】5月13日（金）まで

【申】文化振興課（市役所3階）や公民館、図書館などにある申込書に記入し、左記へ提出

問 文化振興課
☎23-3943

